

●保護者のみなさま

東京ゆりかご幼稚園

お子様が以下の感染症にかかった場合は、学校保健安全法により、病気の悪化を防ぐためと、集団感染や流行を防ぐため「出席停止」となります。必ず医療機関を受診し、医師の診断に従い、登園の許可がでるまではお休み下さい。登園の許可ができましたら、以下の登園届に保護者の方がご記入の上、登園の際、幼稚園にご提出下さい。なお、医師の許可がおきた後も、幼稚園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮下さい。

○学校感染症（かかった感染症に「✓」をお願いします。項目が無い場合は下段の「その他」に病名をご記入下さい）

✓	感染症名	出席停止の期間の基準（※いずれも医師の指示に従って下さい）
	インフルエンザ	発症した後5日を過ぎ、かつ解熱した後、3日を過ぎるまで（発症・解熱した日を0日とする）
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を過ぎるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺のはれが確認できた後5日を過ぎ、かつ全身状態が良くなるまで
	風しん	発しんが消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	結核	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
	流行性角結膜炎	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	溶連菌感染症	医師より感染のおそれがないと認められるまで（抗菌薬内服後24～48時間経過するまで）
	マイコプラズマ肺炎	医師より感染のおそれがないと認められるまで（発熱や激しい咳が治まるまで）
	手足口病	熱が下がって口内炎が消え普通の食事がとれるまで
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん以外の症状がなくなるまで（全身状態が良くなるまで）
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事がとれるまで
	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消え、普通の食事がとれるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器の症状が消え、全身の状態が良くなるまで
	帯状疱疹	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	その他（	）

登園届（保護者記入）

東京ゆりかご幼稚園 園長 殿

組. 園児名

年 月 日、医療機関名「（電話）」において、表の「✓」感染症と診断されました。医師より登園を許可されましたので 月 日より登園致します。

保護者名

印